

### 高齢者就労の登録受付が始まります

---

「西成労働福祉センター」で来年度の「登録」が始まる。今回は、登録をスムーズにおこなうために、現在のピンク色の登録カードを持っている人と持っていない人に分けて、申し込み票の配布と受付・登録カードの発行がおこなわれる。

#### 現在、輪番登録している人

3月10日(土)から3月21日(水)の間、輪番紹介時に、その日仕事にあたった人について、紹介票と一緒に登録の申し込み票が渡される。番号を飛ばしてしまったらどうなるかというと、飛ばした翌日以降、6番窓口で申し込み票をもらう。

新しいカードの発行も現在のカード番号順におこなわれる。1番から600番までの人は3月22日(木)、601番から1300番までの人は3月23日(金)、1301番から2000番までの人は3月26日(月)、2001番から2815番までの人は3月27日(火)。

時間は共通で午後1時から4時まで。(指定された日に行けなかった人は、3月27日までの都合のつく日に行けばよいが、できる限る指定された日に。)

#### 現在、登録していない人

現在有効のピンク色の登録カードを持っていない人(以前登録していた人も含む)は、3月28日午後2時から、西成労働福祉センター事務所前で、登録の申し込み票が配布される。(その日以後でも6番窓口でもらうことができる。)

登録カードの発行は3月29・30日、4月3・10・17・24日で、申し込み票に記載された日。

登録を申し込める人は、55歳以上で、センターを常時利用する労働者。年齢を証明する書類が必要です。

**生活保護を受けている人・アプレの資格が常時維持できている人・月平均12万円以上の年金受給者は、遠慮して下さい。**

---

### 登録を有効なものとするためにはどうすれば？

---

高齢就労の輪番登録制度は誰のためにあるのか、と言えば、これはもうはっきりしたことで、釜ヶ崎の日雇労働者が高齢のため就労機会が減少し、生活が困窮している仲間のためにある。最低限度とはいえ、毎月決まった生活費を保証されている仲間の「生きがい就労」のためにつくられた訳ではない。

したがって、65歳以上で生活保護を受けている仲間や生活するに足りる年金を受けている仲間、そして、アプレの受給資格を常時維持できている仲間は登録するにふさわしくないと見える。野宿に陥る寸前あるいは現に野宿している仲間こそが登録するにふさわしい。

登録する人をそのように絞り込めば、一人あたりの回数も増えることになると思われる。現在の月3回の状況を少しでも改善するために、より困窮する仲間を少しでも支えるために、ぜひとも協力してもらいたい。

年齢を証明するものは、これまでの登録カード・白手帳(雇用保険手帳)・各種証明書(住民票・運転免許証・保険証・身体障害者手帳・戸籍抄本・各種資格修了証・年金証など)。そのほかに、「ふるさとの家」の正規の利用者カード(当日の駆け込み証明は今年から認められない)、医療センターの診察券、センターの相談記録での確認、市更相や自彊館三徳寮の証明などでもよいようだ。

白手帳を無くして5年以内であれば、西成労働福祉センターで証明書の用紙をもらって、あいりん職安に持っていくと、手帳を持っていたことや生年月日を証明してもらえる。

---

## ゲートボールが対案となりえるか！？

輪番から抜ける仲間の、輪番から抜ける寂しさを補うものとして、「ゲートボール」はどうだろうか。ゲートボールの指導をしてもいいという人はいる。後は道具と場所と参加者を募るだけ？ 道具を集めるのは、マァ、何とかなるとして、場所と参加者はどうだろうか。場所はテントの南にあるのだが、使わせてもらえるかどうか問題。参加希望者はNPO事務所へ。